

保護者 各位

三鷹市教育委員会教育長 貝ノ瀬 滋
(公印省略)

登校許可証明書の廃止及び登校届様式の変更について

日頃より、三鷹市立小・中学校における教育活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

三鷹市教育委員会では、これまで市立小・中学校に在籍する児童・生徒が、学校保健安全法規則第 18 条に規定される感染症に罹患した際には、医療機関が発行する登校許可証明書、保護者が記入するインフルエンザ登校届及び新型コロナウイルス感染症登校届のご提出を依頼してきたところですが、その取扱いについて、下記のとおり運用を変更することといたします。

各ご家庭におかれましては、引き続きご家族の健康観察にご留意いただき、学校における感染症拡大防止にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 登校許可証明書、インフルエンザ登校届及び新型コロナウイルス感染症登校届の廃止
現在運用している様式（登校許可証明書、インフルエンザ登校届、新型コロナウイルス感染症登校届）を廃止し、新様式に変更いたします。
新様式名「登校届（学校感染症及び流行性疾患登校届）」（両面仕様）
- 2 保護者に提出をお願いする書類
「登校届（学校感染症及び流行性疾患登校届）」（両面仕様）
医療機関受診後、保護者が登校届を記入し、登校再開日に学校へ提出してください。
- 3 運用変更開始年月日
令和 6 年 4 月 1 日から

問合せ先
三鷹市教育委員会事務局教育部学務課保健給食係
電話 0422 (29) 9815

令和6年3月22日

保護者 各位

東 三 鷹 学 園
三鷹市立第一小学校
校長 小坂 和弘

登校許可証明書の廃止及び登校届様式の変更について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

三鷹市教育委員会では、これまで市立小・中学校に在籍する児童・生徒が、学校保健安全法規則第18条に規定される感染症に罹患した際には、医療機関が発行する登校許可証明書、保護者が記入するインフルエンザ登校届及び新型コロナウイルス感染症登校届のご提出を依頼してきたところですが、その取扱いについて、運用を変更することといたします。

なお、新しい登校届の用紙は、令和6年4月1日以降、学校ホームページの「登校許可証明書／インフルエンザ登校届／新型コロナウイルス登校届」のページに掲載します。下記、二次元バーコードより学校ホームページにアクセスすることができます。ご家庭での印刷が難しい場合には、担任からお受け取りください。



<https://www.mitaka-schools.jp/ichisho-es/annai/documents/toukoutodokeinnhuru.html>

登校届 (学校感染症及び流行性疾患登校届)

問合せ先
副校長 岩澤 英喜
電話 0422(43)1177

登校届

(学校感染症及び流行性疾患登校届)

※医療機関受診後、保護者の方が
ご記入の上、提出してください。

学校長 様

年 組 児童・生徒氏名

上記の者は、以下により療養等をしていましたが、出席停止期間を経過しましたので、本届を提出いたします。

※該当する病名欄に○印をつけてください。

○印	病名	出席停止期間の基準
	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から2日を経過するまで
	百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可
	感染性(ウイルス性)胃腸炎(ノロ・アデノウイルス等)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可
	带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
	その他()	

※上記以外の学校感染症及び出席停止期間の数え方については、裏面を参考にしてください。

受診した医療機関名	
上記学校感染症の診断を受けた日	令和 年 月 日
登校許可日(登校を再開する日)	令和 年 月 日

記入日：令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

※保護者の皆様へ

- ・学校は、児童・生徒が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐために、回復するまではしっかり療養をしてください。
- ・療養後登校するにあたっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合には、それに従ってください。
- ・医療機関の診断に従い、**保護者の方が登校届の記入をし**、登校再開日に学校へ提出をお願いします。

その他の学校感染症と出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可、B型・C型：出席停止不要

(※) 第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱
 ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）
 特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群

インフルエンザによる登校を再開する日の目安

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校再開 可能日	
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能日	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能日

新型コロナウイルス感染症による登校を再開する日の目安

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快	発症後 5日以内	登校再開 可能日	
発熱	発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校再開 可能日	
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校再開 可能日

※解熱した後も呼吸器症状（咳、痰）が続く場合には、主治医の診察を受けてから登校してください。

※新型コロナウイルス感染症は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。